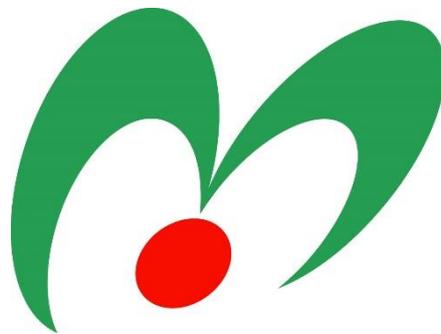


美咲町国土強靱化地域計画

令和3年3月

美 咲 町



計画書変更年月日

| 年度 | 変更日 | 変更一覧 |
|-------|-----------|------------------------|
| 令和5年度 | 令和5年12月1日 | 別表2 美咲町国土強靱化地域計画個別事業一覧 |
| | | |
| | | |

目 次

(はじめに)

1. 計画の策定趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の推進期間

第1章 強靱化の基本的な考え方

1. 目標設定
2. 強靱化を推進する上での基本的な方針

第2章 想定される災害リスク

1. 災害をもたらす自然的条件
2. 想定される災害リスク

第3章 脆弱性評価

1. 「起きてはならない最悪の事態」の設定
2. 現状の取組の分析・評価等

第4章 国土強靱化の推進方針

1. 国土強靱化に関する施策の分野
2. 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針
3. 取組の重点化
4. 計画の見直し

第5章 計画の推進

〈個別施策分野の推進方針〉

- (1) 行政機能／消防団等
- (2) 住宅・生活／情報通信
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 産業
- (5) 交通・物流
- (6) 農林業
- (7) 土地保全・土地利用
- (8) 環境

〈横断的分野の推進方針〉

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

(はじめに)

1. 計画策定の趣旨

本計画は、近年の台風大型化や集中豪雨多発化、地震等による災害リスクの高まりから、災害時に町民の生命・財産を守り、また町の経済活動を含む社会生活への致命的な被害を避け迅速な復旧・復興を図るため、大規模自然災害等に平時から備え、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会を構築するための施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）であり、強靱化に係る個別計画等の指針として定めるものである。

3. 計画の推進期間

計画内容は、国の基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画に準じ、概ね5年間以内に見直すこととし、当初の推進期間は令和3年度から令和7年度までとする。

第1章 基本的な考え方

1 目標設定

本地域計画は、町が県や近隣市町村、民間事業者等と連携し、国の支援施策とも一体となって国土強靱化を推進することにより、安全で安心なまちづくりを進めるとともに、国及び県全体の強靱化にも貢献するために策定するものであり、基本法において、基本計画及び県の地域計画との調和を保つことが定められていることから、調和する目標や基本方針の下で強靱化を推進する。

(1) 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④迅速な復旧復興に繋げること

(2) 事前に備えるべき目標

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を高める本質的原因を吟味した取組推進
- ②時間管理概念を持ちつつ、長期的視野を持った取組推進
- ③「役場集中制御」方式から、「自立・分散・協調」構造への転換
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①ハード・ソフト対策の適切な組合せ

- ②「自助」、「共助」、「公助」の適切な組合せ、官民の連携と役割分担
- ③非常時の防災・減災効果のみならず、平時にも有効活用される対策

(3) 効率的な施策の推進

- ①人口減少等に起因する町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえつつ、財政資金の効率的な使用に配慮した施策の重点化
- ②既存の社会資本の有効活用による費用の縮減、効率的な施策の推進
- ③民間資金の積極的活用
- ④施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑤人命を保護する観点からの、土地の合理的利用の促進
- ⑥科学的知見に基づく研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ②女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮
- ③自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

第2章 想定される災害リスク

1 災害をもたらす自然的条件

(1) 風水害

本町の気候は瀬戸内海式気候の内陸部に区分され、全般に降水量が少ない傾向にあるが、6月から7月にかけての梅雨時期には、年間降水量のおよそ1/3が降り、特に梅雨時期末期にはたびたび集中豪雨の被害を受けている。

また、台風においては8月から9月にかけて最も多く、7月と10月がこれに次ぐが、夏台風は秋台風に比べると雨量が少ない傾向にあり、猛烈な台風は9月中・下旬に襲来して大きな災害を引き起こすことが多い。

近年では、昭和47年7月の豪雨、昭和51年の台風第17号、昭和54年の台風第20号、平成10年の台風第10号、平成30年西日本7月豪雨などがある。なお、局地的豪雨をはじめ、同一の気象状況においても、東西に長い町域及び河川流域等の状況から、町内のそれぞれ地区で被害が相当異なる傾向があることに留意する必要がある。いずれの場合も、中小河川及び内水の氾濫を伴い、また、地形条件により山崩れ、がけ崩れ等、土砂災害による被害も発生する状況となっている。

①河川の氾濫

本町の河川（旭川、吉井川）については、ここ50年程度で床上浸水等に及ぶ大きな被害を受けたケースが少なくとも6回以上あり、概ね10年に1度は洪水による被害が受けるものと考えておく必要がある。

②支流川及び内水の氾濫

本町には旭川や吉井川の支流として、通谷川、打穴川などの中規模な河川が谷底平野を流れ、その支流が数多くの谷を作っている。いずれの河川も勾配は大きく、集中豪雨の際には急に水かさが増す特徴がある。他の河川も含め、大水により堆積と侵食の場所が常に変動する傾向もあり、エリア的には小規模な浸水でも甚大な被害を受けることや、河川施設の被害は、常にあるものとする必要がある。また、吉井川との合流点に形成される小規模な沖積平野や支川同士が合流する箇所では、排水が滞るため内水による冠水を受けやすい箇所がある。

③土砂災害

本町は、やや急峻な山地など地形条件、風化したマサ土の斜面が多い地質条件に加え、土地利用の制約から集落近くの急傾斜地、土石流危険渓流が極めて多い状況である。今までも土砂災害を受けており、特に甚大な被害に至ることが多いことから注意を要する。

(地震)

本町周辺においては、過去に大規模地震が発生した記録、津波による災害記録は見当たらないものの、最近では、平成12年10月の鳥取県西部地震での旧旭町、平成13年3月の安芸灘地震では、震度4を記録している。なお、県下においては、震度4以上をもたらしたと推定される地震では、昭和13年県北西部を震源とするマグニチュード5.5の地震が、県外でも広島県沼隈町で昭和45年に記録したマグニチュード4.9の地震がみられる程度である。

東日本大震災では、定期的にかかる大規模地震としてある程度の予測は立てられていたものの、想定外の規模に被害が拡大した経緯がある。一方で、阪神・淡路大震災の例を見ても明らかなおと、活断層によってはその存在が確認しにくいことや、有史以来の活動記録がなくても、地震の発生の可能性を否定できないなどの性質があり、現状ではそれによって引き起こされる直下型地震の予知は困難である。

地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷することが多く、地震の種類によっては山崩れ、地滑りや液状化の被害などが起こる場合も考えられる。

また、地震に伴う火災による被害は、出火原因となるコンロ・ストーブなどがあるが、平素より危険物等の管理も含め注意を怠ってはならない。

2 想定される災害リスク

本町に大きな被害をもたらす自然災害として、町の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、次のとおり「想定する災害リスク」を設定する。

【想定される災害リスク】

| 自然災害の種類 | 想定する被害の様相等 |
|---------|--|
| 土砂災害 | 特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。 |
| 洪水 | 過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、旭川・吉井川、支流川等の河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。 |
| 内水氾濫 | 過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大雨の地表滞留、排水路等の氾濫等により、人身、建物等に大きな被害が及び、 |

| | |
|---------|---|
| 断層型地震 | 那岐山断層帯を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震により、本町では最大震度6の揺れに襲われ、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及びおそれがある。(平成26年5月被害想定公表) |
| 南海トラフ地震 | 今後30年間の間に約70%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震により、最大震度5以上の揺れに襲われ、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及び(平成25年7月被害想定公表) |
| 複合災害 | 南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨、大型の台風が連続して襲来することにより、被害がさらに拡大する。 |

第3章 脆弱性評価

地域計画の策定に当たっては、次の手順により町内で想定される自然災害リスクを踏まえた脆弱性の評価(リスクに対して現状のどこに問題があるか、どこが弱点となっているのかの検討)を行い、町の脆弱性を分野横断的、総合的に検討した。

1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本町で想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として30の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

2 現状の取組の分析・評価等

設定した30の「起きてはならない最悪の事態」の回避に寄与する本町の個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に評価する。

脆弱性評価の結果は、「美咲町国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果」(別表1)のとおりである。

起きてはならない最悪の事態

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | | |
|--------------------------|--------------------------------|---|--------------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| | | | 事態番号 | 内 容 | |
| I 人命の保護 が最大限図られる | 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 台風による家屋、山林等の大規模倒壊や死傷者の発生 | |
| | | | 1-2 | 地震による家屋等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生 | |
| | | | 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 | |
| | | | 1-4 | 異常気象等による洪水・浸水被害の発生 | |
| | | | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生 | |
| | 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる | 2-1 | 被災地等での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | |
| | | | 2-2 | 長期にわたる孤立集落等の同時発生 | |
| | | | 2-3 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | |
| | | | 2-4 | 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | |
| | | | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足による医療機能の麻痺 | |
| | | | 2-6 | 被災地における感染症等の大規模発生 | |
| | | | 2-7 | 避難所のストレス等により避難者の生活に支障をきたす事態 | |
| | II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される | 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| | | | | 3-2 | 信号等の全面停止等による重大交通事故の多発 |
| | | 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| 4-2 | | | | テレビ放送等の中断により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | |
| III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 | 5 | 大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下 | |
| | | | 5-2 | 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 | |
| | | | 5-3 | 食料等の安定供給の停滞 | |
| | | | 5-4 | 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 | |
| IV 迅速な復旧復興 | 6 | 大規模災害発生直後であっても、ライフライン、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1 | 長期間の電力供給や石油・LPガスの供給の停止 | |
| | | | 6-2 | 上水道、農業用水等の長期間にわたる供給停止 | |
| | | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止 | |
| | | | 6-4 | 地域交通ネットワークが分断される事態 | |
| | 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 | ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | |
| | | | 7-2 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | |
| | 8 | 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| | | | 8-2 | 復旧・復興を担う人材の不足等による復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| | | | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| | | | 8-4 | インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |

第4章 国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、基本目標の達成に向け、ハード・ソフト両面から町の強靱化を図るための施策分野別の推進方針を次のとおり定める。

1 国土強靱化に関する施策の分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野は、8の個別施策分野と2つの横断的分野とする。

〈個別施策分野〉

- (1) 行政機能/消防団等、(2) 住宅・生活/情報通信、(3) 保健医療・福祉
- (4) 産業、(5) 交通・物流、(6) 農林業、(7) 国土保全・土地利用、
- (8) 環境

〈横断的分野〉

- (1) リスクコミュニケーション (2) 老朽化対策

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

1で設定した10の施策分野ごとの推進方針(国土強靱化に関する施策の基本的な指針)を次のとおり定める。各分野の推進方針は、「美咲町国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果」(別表1)の結果を踏まえ、基本目標及び事前に備えるべき目標に照らし、必要な対応を施策の分野ごとにまとめたものであり、それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進に当たっては、所管課等を明確にした上で全庁的な推進体制を構築して関連する情報や進捗管理を共有し、また、必要に応じて関係する他の機関等と積極的に協議するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮するものとする。

施策推進方針に基づき必要な事業を推進していくが、それらの事業については、「美咲町国土強靱化地域計画個別事業一覧」(別表2)に整理する。なお、「個別事業一覧」は、各事業の実施状況に合わせて毎年度見直すものとする。

3 取組の重点化

ハード・ソフトの適切な組み合わせや効率的な施策の推進など、第1章に定める基本的な方針を踏まえ、限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に町の強靱化を推進するため、基本計画との調和を保ちつつ、町が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度などの視点を総合的に勘案し、下表のとおり各施策分野の重点化事項を定める。

【重点化の視点】

| | |
|----------------|--|
| 効果の大きさ | <p>災害リスクを回避する上での影響・効果の大きさ</p> <p>○ 対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時において、人命の保護や社会の重要機能等にどの程度重大な影響を及ぼすか、など</p> |
| 緊急性・切迫性 | <p>災害リスクに対する緊急性・切迫性の度合い</p> <p>○ 想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施に緊急性があるか、など</p> |
| 施策の進捗状況 | <p>全国的及び県内の水準や目標等に対する進捗の状況</p> <p>○ 対策に係る指標(全国的及び県内の水準や目標値)等に照らし、どの程度、対策の進捗を向上する必要があるか、など</p> |
| 平時の活用 | <p>災害時のみならず、平時における活用の有効性</p> <p>○ 想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老朽化対策や地域活性化など、平時の課題解決にも有効に機能するものか、など</p> |
| 国及び県全体の強靱化への貢献 | <p>国及び県全体の強靱化に対する貢献の度合い</p> <p>○ 国の基本計画、県の地域計画との関係等、対策が国全体の強靱化にどの程度貢献するか、など</p> |

【個別施策分野の重点的事項】

| | |
|-------------------|---|
| (1)行政機能/ 消防団等 | <ul style="list-style-type: none"> ・町 BCP に基づく業務継続体制の確保 ・災害時の受援計画の作成 ・本庁舎、各総合支所等の耐災害性向上(耐震対策、停電対策の強化等) ・町の公的備蓄の維持 ・各種協定締結による支援の確保 ・関係機関との相互応援体制の構築 ・消防団の充実強化 |
| (2)住宅・生活/ 情報通信 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化の推進 ・保育園、小・中学校の耐災害性向上(耐震対策、停電対策の強化等) ・水道施設の計画的な耐震化の推進 ・各種情報伝達手段の維持 |

| | |
|--------------|---|
| (3)保健医療・福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の確保のため、関係機関との連携強化 ・福祉支援体制の連携強化 ・要支援者個別計画作成の推進 ・予防接種の普及啓発活動 ・避難所施設での感染症対策の推進 |
| (4)産業 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内事業者のBCP策定の促進 |
| (5)交通・物流 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の道路啓開体制の確保 ・停電時の信号機の機能維持のため警察との連携 ・道路交通基盤の整備 |
| (6)農林業 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水利施設等の計画的な予防保全対策の実施 ・農道・林道等の交通基盤整備の推進 |
| (7)国土保全・土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害計画区域等の周知 ・土砂災害危険個所の計画的整備 ・河川の計画的整備 |
| (8)環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理基本計画の見直しによる体制強化 |

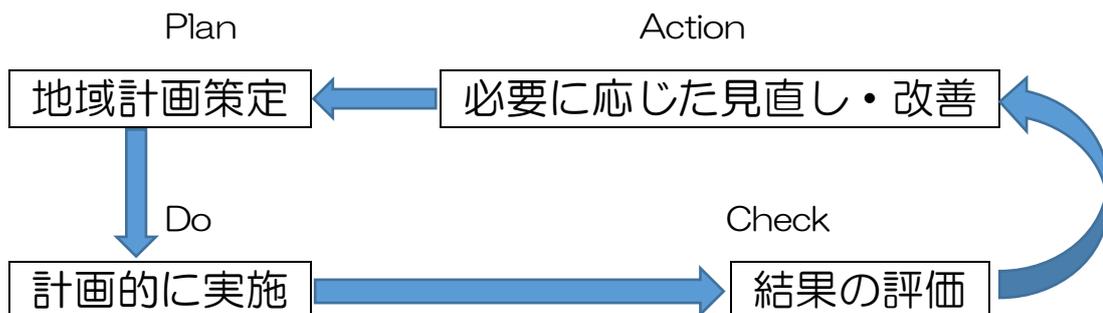
【横断的分野の重点化事項】

| | |
|-----------------|---|
| (1)リスクコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> ・「自らの安全は自らで守る」意識の高揚、安全な避難の確保 ・自主防災組織の活性化促進 ・災害ボランティア活動の円滑化 ・避難訓練・防災教育の実施 |
| (2)老朽化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木・農林施設の長寿命化計画の策定 |

4. 計画の見直し (PDCA)

地域計画策定後は、施策ごとの進捗状況を可能な限り定量的に把握し、全庁的に共有するとともに、設定した目標の達成状況や社会状況の変化等を踏まえ、PDCA サイクルで計画の見直しを行い、町の強靱化を着実に推進する。

〔PDCA サイクルのイメージ〕



第5章 計画の推進

〈個別施策分野の推進方針〉

- (1) 行政機能/消防団等 ※重は、重点化事項を示す。
〔〇-〇数字は脆弱性計画，担当課〕

(行政機能)

(業務継続体制の確保)

- 重： 平成29年3月に策定した業務継続計画で明らかとなった課題について、PDCAで具体的な改善策を検討して順次対策を実施するとともに、改善の進捗状況に応じて計画を見直し、災害時の業務継続体制の確保を図る。〔3-1 全課〕
- 〇： 町債務の支払いについて、指定金融機関と連携しながら支払方法の多様化に取り組むとともに、支払が継続できる業務体制を確保する。〔5-4 会計課〕
- 〇： 庁舎業務を行う内部情報システムやネットワーク通信機器等を維持するため、対応能力の向上を目的とした訓練を実施するとともに、庁舎建設を含めた耐震対策の整備を推進する。〔3-1 総務課 まちづくり課 暮らし安全課〕

(災害応急体制の確保等)

- 重： 近隣市町及び県、防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な総合防災訓練を定期的実施するとともに、避難訓練や避難所開設訓練などに広く町民参加を催し、関係機関の災害対応力の強化、避難誘導體制の確保や、町民の防災力の向上を図る。〔1-1 1-2 1-3 1-4 3-1 暮らし安全課〕
- 重： 災害発生時に、警察・消防及び関係機関等の活動や他自治体からの応援要員を受け入れる体制整備を推進する。〔1-1 1-2 1-3 2-3 3-1 暮らし安全課〕
- 重： 災害発生時の初動対応を効果的に行うため、町の公的備蓄品の維持管理を継続して行う。〔2-1 2-2 2-7 3-1 8-4 暮らし安全課〕
- 重： 災害発生時の効果的な対応のため、必要な各種協定の締結を促進する。〔2-1 暮らし安全課〕
- 〇： 災害時に孤立が予想される地域へのヘリコプター運用条件の整備、災害時支援物資の受け入れ・配分体制の整備、災害時に必要となる人材の確保等の取組を推進する。〔2-1 2-2 2-7 8-2 暮らし安全課〕
- 〇： 火災の初期消火体制を充実させるため、消防団や自主防災組織などとの連携を推進する。〔1-1 1-2 1-3 2-3 暮らし安全課〕

(水防活動)

○： 消防団と自主防災組織等が連携した水防訓練の実施等により、水防体制の充実・強化を図る。〔1-4 2-3 暮らし安全課〕

(庁舎、施設等の耐災害性向上)

重： 防災拠点となる本庁舎、各総合支所の耐震対策、停電対策等の強化を図り、非常用電源等の確保に努めるとともに、計画的な庁舎、施設等の整備を推進する。〔1-1 1-2 1-3 1-4 3-1 総務課 地域みらい課〕

○： 災害時にも町ホームページ及びみさき TV の機能を維持し、重要情報が適切に情報提供を行うための仕組みの検討や機器の整備を進める。〔1-5 3-1 4-2 暮らし安全課〕

(消防団等)

重： 消防団員数が減少傾向にある中で、女性ならではの視点を消防団活動に活用し、また将来の団員を確保するため、女性や若手に積極的な広報を行い、消防団の充実強化に取り組む。〔1-1 1-2 1-3 1-4 2-2 2-3 暮らし安全課〕

○： 様々な現場に対応するため各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、消火訓練、水防訓練等の訓練を通じ、災害時の対応強化に取り組む。〔1-1 1-2 1-3 1-4 2-2 2-3 暮らし安全課〕

(2) 住宅・生活/情報通信

(住宅・建築物の補強・耐震化等)

重： 住宅の耐震診断及び耐震改修等の支援制度の継続及び広報により、耐震化を促進する。〔1-2 建設〕

重： 保育園・小学校・中学校及び体育館等の耐震対策、停電対策等の強化を図り、計画的な整備を推進する。また、学校の建設・大規模改修に合わせ、耐災害性向上を図るとともに、指定避難所としての機能充実を図る。〔1-2 教育総務課 生涯学習課〕

○： 1次避難所であるコミュニティセンターや老人憩いの家等の耐震対策、停電対策等の強化を図り、計画的な整備を推進する。〔1-2 地域みらい課 福祉事務所〕

○： 来襲が予想される台風の風害予防については、気象予警報に注意し、住宅の補強等の予防措置を促進する。〔1-1 暮らし安全〕

(水道施設の耐震化等)

重： 水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時に備え、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水や応急復旧の防災訓練等の実施により、緊急時の広域支援体制を確立する。〔2-1 6-

2 上下水道課]

(下水道施設の機能確保)

- ： 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、下水道 BCP を作成し、これに基づく訓練の実施及び合併処理浄化槽の設置を促進する。〔2-6 6-3 上下水道課〕
- ： 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するため、下水道施設の計画的な整備や維持管理を図る。〔1-4 6-3 上下水道課〕

(エネルギー供給施設との連携)

- ： 電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者においては、関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保等、エネルギー供給施設の被害予防対策上の連携を推進する。〔2-4 4-1 4-2 5-2 6-1 暮らし安全課 産業観光課〕
- ： エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。〔6-1 産業観光課〕

(情報通信基盤・伝達体制の確保)

- 重： 災害時の町民等への迅速な情報伝達のため、町ホームページ、告知放送、防災行政無線、みさき TV 等の情報伝達手段を維持するとともに機能充実を図る。〔1-5 3-1 4-1 4-2 暮らし安全課〕
- ： 全国瞬時警報システム（J-ALEAT）等を活用した町民への迅速な情報伝達環境の維持、岡山情報ハイウェイの活用及び公共施設、各避難所等へみさきネットの設置を推進する。〔1-5 2-7 暮らし安全課〕
- ： 公共施設や指定避難所等への公衆無線 LAN（Wi-Fi）の計画的な整備を推進する。〔1-5 8-4 暮らし安全課〕

(3) 保健医療・福祉

(災害時の医療・救護体制の確保)

- 重： 災害時の医療従事者を確保するため、岡山県医師会、日本赤十字社、町内医院等との連携の強化を図る。〔2-5 保険年金課 健康推進課〕
- ： 緊急医療活動の運営等に支障が生じないように、必要な非常用電源の確保を推進する。〔2-4 2-5 保険年金課 健康推進課〕

(避難誘導体制の確保)

- ： 土砂災害等による被害の発生が予想される社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等のマニュアル整備の促進等により、災害時の避難誘導体制の確保を促進する。〔1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 暮らし安全課〕

(要配慮者対策)

- 重： 災害時に、高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速か

つ円滑な支援活動を展開するため、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、DWA T等との福祉支援体制の連携強化を促進する。〔1-5 2-7 保険年金課 健康推進課 福祉事務所〕

- 重： 災害時の避難行動要支援者に対する避難支援個別計画の作成し、実効性のある支援体制の構築を図る。〔1-5 2-7 福祉事務所〕
- ： 視聴覚に障害のある人に対して、避難所までの移動ルートや避難方法等が確実に伝達できるように情報伝達方法の多様化を促進する。〔1-5 保険年金課 健康推進課 福祉事務所〕
- ： 災害発生時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者を受け入れられるよう、受入体制の充実を促進する。また、一般の避難所についても、避難行動要支援者の一時避難先として想定し、避難者の生活環境の確保に努める。〔1-5 2-7 暮らし安全課 保険年金課 健康推進課 福祉事務所〕

（感染症対策の推進）

- 重： 予防接種に関する普及啓発活動を行うとともに、密集・密接を避けるためのスペースの確保、換気や消毒等の衛生対策の徹底に努め、災害時の感染症のまん延防止を図る。〔2-6 健康推進課〕
- ： 避難所施設の適切な消毒等による感染症のまん延防止措置を実施するため、消毒液・段ボールベット等の確保を推進する。〔2-6 暮らし安全課 健康推進課〕

（4）産業

（企業の事業継続計画（BCP））

- 重： 災害発生後の早期復旧及び事業継続に向けた町内事業者のBCP策定の普及を図り、事業継続能力の一層の向上を促進する。〔5-1 産業観光課〕

（工業用水道施設機能の確保）

- ： 工業用水道の老朽化対策を推進する。〔6-2 上下水道課〕

（金融支援）

- ： 県制度融資の事業継続計画（BCP）策定や防災対策に必要な資金に対する「事業継続対策資金」、被災企業の運転資金・整備資金に対する「経済変動対策資金」などの制度の周知を図る。〔5-1 5-4 5-6 産業観光課〕
- ： 大規模自然災害発生後であっても、経済活動が機能不全に陥らないためには、地域の経済力の底上げが重要であり、平素から企業誘致や投資の促進を図るとともに、町の特性を生かした新製品開発の促進や販路拡大支援等による力強い町内企業の育成に取り組む。〔5-1 地域みらい課 産業観光課〕

(5) 交通・物流

(早期の道路啓開、復旧)

重： 避難や救助活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要なとなる道路等について、協定締結団体等との連携により、災害時における迅速な道路啓開のための人員確保や資機材の確保に努める。〔2-2 2-3 2-4 2-5 3-2 4-1 5-2 5-3 6-4 8-2 8-4 ぐらし安全課 建設課〕

(公共交通の機能確保)

○： 公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。〔6-4 ぐらし安全課〕

(交通管制機能の維持)

重： 停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備を促進し、災害時の信号機の機能維持等の確保を推進する。〔3-2 5-2 6-4 ぐらし安全課〕

○： 災害時の交通情報収集・提供体制の確保に努める。〔1-5 3-2 6-4 ぐらし安全課〕

(道路交通基盤の整備)

重： 道路機能維持のための道路法面の落石等防止対策、橋梁の長寿命化対策、道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備等を推進する。〔2-1 2-2 3-2 4-1 4-2 5-3 6-4 8-4 建設課〕

(6) 農林業

(農業水利施設等の保全)

重： 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の老朽化や故障防止のための計画的な予防保全対策の実施、内水対策施設の設置、排水路の適切な維持管理により、農業水利施設の排水機能を確保する。〔1-4 6-2 7-1 7-2 上下水道課 産業観光課 建設課〕

○： 決壊した場合に下流に甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池について、ハザードマップ作製等により、災害への対応力を高める。〔6-2 7-1 ぐらし安全課 建設課〕

(農業生産基盤の整備等)

○： 農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路などの農業生産基盤の整備を計

画的に実施する。〔7-2 産業観光課 建設課〕

(農地・農業用施設の保全)

○： 農地・農業用地の保全が町民等により継続的に行われるよう、共同活動支援を広く啓発し、取組の維持を図るとともに鳥獣害対策を推進する。

〔7-2 産業観光課〕

(間伐の推進)

○： 山地災害を未然に防止するため、計画的な間伐を推進する。〔7-2 産業観光課〕

(交通基盤の確保)

重： 災害時において、ライフラインの確保等のため、農道・林道等の整備、維持管理及び保全対策を推進する。〔2-1 2-2 5-3 6-4 建設課〕

(7) 国土保全・土地利用

(土砂災害警戒区域等指定の周知)

重： 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合の避難地、及び避難路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を掲載したハザードマップ等の配布、その他必要な措置を講じる。〔1-3 暮らし安全課 建設課〕

(土砂災害危険個所の解消)

重： 土砂災害から町民の生命・財産を守り、身近な暮らしの安全を確保する目的で、土砂災害危険個所のうち、緊急性の高い箇所から計画的な整備を推進する。〔1-3 建設課〕

(大規模盛土造成地調査)

○： 大規模盛土造成地について、その位置や規模等を把握するための調査を計画的に実施することを推進する。〔1-2 地域みらい課〕

(河川管理施設の整備・保全)

重： 洪水被害を未然に防ぐため、計画的に護岸整備等の河川改修を推進する。〔1-4 建設課〕

(災害リスクの周知)

○： 土砂災害、洪水や内水氾濫による被害を最小化するため、町民等へのハザードマップの周知と避難訓練などにより、適切な避難行動の確保を行う。〔1-1 1-2 1-4 1-5 暮らし安全課〕

(8) 環境

重： 美咲町災害廃棄物処理基本計画の見直しを行うとともに、定期的な訓練

等を通じて、体制の強化を図る。〔8-1 住民税務課〕

- ： 単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進する。〔6-3 上下水道課〕
- ： 毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止等の対策を推進する。〔8-1 住民税務課〕
- ： 原子力災害を想定した広域避難等に伴う関係機関との連携強化を推進する。〔8-1 暮らし安全 住民税務課〕

〈横断的分野の推進方針〉

(1) リスクコミュニケーション

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

- 重： 町民に対し、平時からの身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難指示等の発令時にとるべき適切な避難行動等を様々な機会を捉えて多様な手段で積極的に普及啓発し、「自らの安全は自ら守る」防災意識を高め、安全な避難を確保する。〔1-1 1-2 1-3 1-4 暮らし安全課〕
- 重： 町内の自主防災組織による、住民主体の避難訓練や危険個所の点検等、平時からの活動の活性化を促進する。〔1-1 1-2 1-3 1-4 8-3 暮らし安全課〕
- ： 住民に「3日分以上、推奨1週間」分の食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。〔2-1 2-2 暮らし安全課〕

(要配慮者対策)

- ： 町と地域関係者が密接に連携して平時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。〔1-5 暮らし安全課 健康年金課 健康推進課 福祉事務所〕

(災害ボランティア活動の推進)

- 重： 災害時に災害ボランティアの支援を有効活用するため、社会福祉協議会等の関係機関との連携を推進するとともに、災害ボランティア活動の円滑化を図るための研修等を推進する。〔8-2 8-3 暮らし安全課〕

(防災教育・啓発等)

- 重： 避難訓練・防災教育を継続的に実施し、大規模災害発生時の適切な避難行動を確保する。〔1-1 1-2 1-3 1-4 暮らし安全課 教育総務課〕
- ： 大規模災害発生時に、児童生徒等が帰宅困難となった場合の心のケア、

食料の確保等の対策について、関係者で協議・検討を進める。〔2-1 2-5 5-3 教育総務課〕

- ： 防災士の資格取得を促進するとともに、活動の活性化を図るための研修等を推進する。〔1-1 1-2 1-3 1-4 暮らし安全課〕

(避難所運営の円滑化)

- ： 避難者への細やかな配慮をした避難所運営マニュアルを見直し、避難所運営にあたる職員に対して避難所運営説明会を実施する。また、地域への出前講座において、避難所運営に地域住民が積極的に関わるよう啓発する。(2-7 8-4 暮らし安全課)

(自主防犯・防災活動の促進)

- ： 青色防犯パトロール実施団体への広報機材の貸与や、防犯ボランティア等を対象とした講習会等により、防犯ボランティア等のスキルアップを通じて、地域での自主的な防犯活動を引き続き促進する。〔2-3 8-3 暮らし安全課〕

(パトロールの体制強化等)

- ： 警察、防犯ボランティア等と連携したパトロール体制等の強化を推進する。〔2-3 8-3 暮らし安全課〕

(2) 老朽化対策

(公共土木・農林施設の長寿命化)

- 重： 今後急速に老朽化する公共土木・農林施設について、長寿命化計画の策定等を推進する。〔1-2 1-3 7-1 8-4 建設課〕

(公共土木・農林施設等の個別対策)

- ： 河川施設、農業集落排水施設、上下水道施設、ため池、砂防関係施設、治山施設及び町管理施設等の老朽化対策を個別に検討し、計画的な整備を推進する。〔2-1 2-2 2-3 3-1 6-2 6-3 7-1 7-2 全課〕

別表 1

美咲町国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ

| |
|---|
| <p>1-1 台風による家屋、山林等の大規模倒壊や死傷者の発生</p> <p>(住宅の補強等)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 来襲が予想される台風の風害予防については、気象予警報に注意し、住宅の補強等の予防措置が必要である。 <p>(災害に強いまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 台風により、山林の倒木等のため長期の停電の発生が予想され、防災上重要な建築物である庁舎、各総合支所の停電対策の強化が必要である。 <p>(災害応急活動体制)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な総合防災訓練を実施することが必要である。○ 消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。○ 消防団員数の減少、高齢化の傾向が続いており、女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。○ 台風による家屋、山林等の大規模災害に備え、自衛隊の災害派遣・警察の救助援助隊・消防の緊急消防援助隊等の受入体制整備を進める必要がある。○ 大規模災害に備え、災害用装備品資機材の整備充実を図る必要がある。 <p>(防災教育・訓練)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 避難訓練・避難所開設訓練などに広く町民参加を催し、関係機関の災害対応力の強化・避難誘導體制の確保が必要である。○ ハザードマップ等の活用による普及啓発活動が必要である。○ 防災士の資格取得を促進するとともに、研修等による活動の活性化を進める必要がある。 <p>(避難誘導體制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導體制を確保する必要がある。 |
|---|

1-2 地震による家屋等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化等)

- 住宅の耐震診断及び耐震改修等の支援制度の継続及び広報により、耐震化を促進する必要がある。
- 保育園、小・中学校及び体育館等の耐震対策、停電対策等の強化を図る必要がある。また、学校建設・大規模改修に合わせ、耐災害性向上を図るとともに、指定避難所としての機能充実を図る必要がある。
- 1次避難所の耐震対策、停電対策等の強化を図る必要がある。

(災害に強いまちづくり)

- 防災上重要な建築物、消防用設備等の適切な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実が必要である。
- 地震による落橋等を防止するため、橋梁の耐震化等の整備を進める必要がある。

(災害応急活動体制)

- 防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な総合防災訓練を実施することが必要である。
- 消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。
- 消防団員数の減少、高齢化の傾向が続いており、女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。
- 地震による火災、倒壊等の大規模災害に備え、自衛隊・警察・消防等の受入体制整備を進める必要がある。
- 大規模災害に備え、災害用装備品資機材の整備充実を図る必要がある。

(大規模盛土造成地調査)

- 大規模地震時等に地滑りや崩壊により大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その位置や規模を早急に調査する必要がある。

(防災教育・訓練)

- 避難訓練・避難所開設訓練などに広く町民参加を催し、関係機関の災害対応力の強化・避難誘導體制の確保が必要である。
- ハザードマップ等の活用による普及啓発活動が必要である。
- 防災士の資格取得を促進するとともに、研修等による活動の活性化を進める必要がある。

(避難誘導體制の確保)

- 福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導體制を確保する必要がある。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等指定の周知)

- 土砂災害から町民の生命・身体の安全を確保することを目的として、土砂災害防止法に基づき指定されている、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況をハザードマップ等を通じて周知する必要がある。

(土砂災害危険個所の解消)

- 土砂災害危険個所全ての整備には多大な経費と時間を要することから、近年の土砂災害発生や近隣の保全人家の状況、福祉施設や避難所、学校や道路との隣接状況など、緊急性の高い箇所を優先し、計画的に整備を行う必要がある。

(避難誘導體制)

- 土砂災害等による被害の発生が予想される社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等のマニュアル整備の促進等により、災害時の避難誘導體制の確保する必要がある。

(災害応急活動体制)

- 消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。
- 消防団員数の減少、高齢化の傾向が続いており、女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。
- 大規模な土砂災害等の大規模災害に備え、自衛隊の災害派遣・警察の救助援助隊・消防の緊急消防援助隊等の受入体制整備を進める必要がある。
- 大規模災害に備え、災害用装備品資機材の整備充実を図る必要がある。

(災害に強いまちづくり)

- 土砂災害により、山林の倒木等のため長期の停電の発生が予想され、防災上重要な建築物である庁舎、各総合支所の停電対策の強化が必要である。

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

- 身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難指示等の発令時にとるべき適切な避難行動等を多様な手段で積極的に普及啓発し、「自らの安全は自ら守る」防災意識を高め、安全な避難を確保する必要がある。
- 自主防災組織による、避難訓練や危険個所の点検等、平時からの活動の活性化を促進する必要がある。

1-4 異常気象等による洪水・浸水被害の発生

(災害応急活動体制)

- 防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な総合防災訓練を実施することが必要である。
- 消防団員数の減少、高齢化の傾向が続いており、女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。
- 大規模災害に備え、自衛隊の災害派遣・警察の救助援助隊・消防の緊急消防援助隊等の受入体制整備を進める必要がある。
- 大規模災害に備え、災害用装備品資機材の整備充実を図る必要がある。

(治水施設の整備)

- 既従最大降雨の洪水想定や過去の水害発生状況を踏まえた河川改修、台風等取水時の消防団等による水防活動を実施している。洪水被害を未然に防ぐためにも、今後も計画的な河川改修を進める必要がある。

(内水氾濫対策)

- 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等を計画的に実施するとともに、水路の適切な維持管理を行う必要がある。
- 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための下水道施設の計画的な整備、維持管理が必要である。

(水防活動)

- 消防団と自主防災組織が連携した水防訓練や普及啓発活動を行うことにより、水防体制の充実・強化を図る必要がある。

(災害に強いまちづくり)

- 異常気象等により、山林の倒木等のため長期の停電の発生が予想され、防災上重要な建築物である庁舎、各総合支所の停電対策の強化が必要である。

(防災教育・訓練)

- 避難訓練・避難所開設訓練などに広く町民参加を催し、関係機関の災害対応力の強化・避難誘導體制の確保が必要である。
- ハザードマップ等の活用による普及啓発活動が必要である。
- 防災士の資格取得を促進するとともに、研修等による活動の活性化を進める必要がある。

(避難誘導體制の確保)

- 洪水・浸水が想定される福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導體制を確保する必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報伝達体制)

- 災害時にみさき TV 等の機能を維持し、適切に情報提供を行うため、計画的な機器等の整備が必要である。
- 県防災行政無線、県総合防災情報システム等を活用して情報収集を行い、町ホームページ、告知放送、防災行政無線、みさき TV 等の情報伝達手段により避難行動に通じる情報発信を行う必要がある。
- 緊急地震速報や大雨特別警報等の重要情報を国から町が直接受信する全国瞬時警報システム (J-ALERT) について、防災行政無線や告知放送等と自動的に連動させ、迅速に住民に情報伝達するための運用訓練に参加し、確実な情報伝達体制を確保する必要がある。
- 町の指定緊急避難場所、指定避難場所を予め指定し、住民への周知徹底を行っておくとともに、災害が発生する恐れがある場合には、適時、的確な指定緊急避難場所等の開設などを行い、住民の安全を確保する必要がある。
- 公共施設や指定避難所等への公衆無線 LAN (Wi-Fi) の計画的な整備を推進する必要がある。
- 災害時の交通情報収集・提供体制の確保が必要である。

(災害リスクの周知)

- 土砂災害、洪水や内水氾濫等に係るハザードマップを作成して住民に周知し、適切な避難行動をとるよう催す必要がある。

(要配慮者対策)

- 避難者行動要支援者名簿の整備を継続するとともに、関係機関が連携し、障害がある人への情報伝達など、各要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある支援体制を構築する必要がある。
- 災害時の避難行動要支援者に対する避難支援個別計画を作成し、実効性のある支援体制の構築を図る必要がある。
- 要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動のため、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー等の福祉支援体制の連携強化を進める必要がある。
- 視聴覚障害者に対しては、避難所までの移動ルートや避難方法等が確実に伝達できるようにする必要がある。
- 福祉避難所の指定を行っているが、さらに指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地等での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資の備蓄・調達等)

- 公的備蓄については、「緊急物資等の備蓄・調達に関する報告書」に基づく必要量を確保しているが、今後、南海トラフ地震の被害想定に基づき、備蓄計画数量の見直しを行う必要がある。
- 「個人備蓄「3日分以上、推奨1週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や自主防災組織による備蓄の推進について、継続して普及啓発する必要がある。
- 大規模災害発生時において、協定締結先からの物資調達や国、県等からの救援物資の受け入れ、避難所等への配送が円滑に行えるよう、訓練を実施する必要がある。

(水道施設の耐震化)

- 大規模災害発生時に水道施設の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を行う必要がある。

(道路交通基盤の整備)

- 避難所等へ救援物資を円滑に配送できるよう、道路法面の落石等防止対策、橋梁の長寿命化対策などを計画的に整備する必要がある。

2-2 長期にわたる孤立集落等の同時発生

(災害応急体制の確保等)

- 災害時に孤立する可能性のある集落等への初動対応を効果的に行うため、町の公的備蓄の維持管理を行う必要がある。

(道路交通の確保)

- 町内の交通難所を全ての解消には多大な費用と時間を要するため、地実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。
- 沿道の土砂災害危険個所の解消や落石・崩土危険個所の解消を引き続き進めるとともに、孤立集落防止の観点から、他の道路施設対策との連携等の取組が必要である。
- 河川施設、ため池、砂防関係施設、治山関係施設等の老朽化対策を検討し、計画的な整備を行うことが必要である。
- 協定締結団体等との連携により、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等の確保に努めているが、さらに、災害発生時において集落への連絡道路が途絶しないよう、道路管理者との連携を含めた迅速な道路啓開が必要である。
- 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道・林道等の適切な維持管理や保全対策を進める必要がある。

(ヘリコプターによる輸送)

- 空からの救助や物資の輸送を行う県消防防災ヘリコプター等について、孤立化を想定した救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行う必要がある。

(集落での備え)

- 災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ町との連絡窓口の明確化や通信手段の多様化により非常時の連絡体制を確保するとともに、家庭や自主防災組織等での備蓄の推進など避難所の防災機能の強化を図る必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救援活動等の絶対的不足

(災害応急活動体制)

- 消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。
- 消防団員数の減少、高齢化の傾向が続いており、女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。
- 大規模災害に備え、自衛隊の災害派遣・警察の救助援助隊・消防の緊急消防援助隊等の受援計画の作成を進める必要がある。
- 大規模災害に備え、災害用装備品資機材の整備充実を図る必要がある。

(水防活動)

- 消防団と自主防災組織等が連携した水防訓練の実施等により、水防体制の充実・強化を図る必要がある。

(自主防犯・防災活動の促進)

- 青色防犯パトロール実施団体への広報機材の貸与や、防犯ボランティア等を対象とした講習会の開催による防犯ボランティアのスキルアップを通じて、地域での自主的な防犯活動を引き続き促進する必要がある。

(パトロールの体制の強化等)

- 災害時において、警察、防犯ボランティアと連携したパトロール体制等の強化を行い、被災地域の治安の維持を図る必要がある。

2-4 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(医療活動用燃料等の確保)

- DMAT の救急医療活動等に支障が生じないように、持ち運びが可能な発電機やバッテリーを整備するなど、非常用電源を確保する必要がある。
- 自家発電装置や太陽光パネル、蓄電池の設置など、各医療機関の実情やニーズに合わせた非常用電源の確保を進める必要がある。

(早期の道路啓開)

- 災害時における救助・救急、医療活動と連携した啓開ルートの設定について、検討する必要がある。

(エネルギー供給施設の被害予防、早期復旧)

- 各エネルギー供給事業者において、計画的に関連施設の耐災害性の向上を図るとともに、災害時においては、人命に関わる重要施設へのエネルギー供給体制の確保や早期の復旧に努める必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足による医療機能の麻痺

(医療、救護体制)

- 避難所への巡回診療や救護所の開設等の医療活動に支障が生じないよう、岡山県医師会、日本赤十字社、町内医院等と連携し、医療機能の維持を図る必要がある。
- 緊急医療活動の運営に支障が生じないよう、必要な非常用電源を確保する必要がある。

(早期の道路啓開)

- 災害時における救助・救急、医療活動等に必要となる道路等について、協定締結団体等との連携により、迅速な道路啓開のための人員確保や資機材の確保が必要である。

2-6 被災地における感染症等の大規模発生

(予防接種の推進)

- 予防接種に関する情報提供や、予防接種の事前・事後の医療相談対応等を行い、予防接種率の向上を図るとともに、今後さらに効果的な広報活動を行い、予防接種への理解、認識を高める必要がある。

(避難所での感染症対策)

- 避難所開設時の感染症予防のため、密集・密接を避けるためのスペースの確保、換気や消毒等の衛生対策の徹底に努め、災害時の感染症のまん延防止措置を適切に実施する必要がある。実施にあたり、消毒液・段ボールベット等の確保を進める必要がある。
- 感染症対策に関する周知を行い、避難者自らの感染症対策を促す必要がある。

(下水道施設の維持管理)

- 下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、老朽化対策及び計画的な整備を実施する必要がある。

2-7 避難所のストレス等により避難者の生活に支障をきたす事態

(物資の備蓄・調達等)

- 大規模災害に備え、計画的な公的備蓄を推進する必要がある。
- 大規模災害発生時において、協定締結先からの物資調達や国、県等からの救援物資の受け入れ、避難所等への配送が円滑に行えるよう、訓練を実施する必要がある。

(要配慮者対策)

- 町と地域関係者が密接に連携し、障害がある人への情報伝達など、各要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。
- 災害時の避難行動要支援者に対する避難支援個別計画を作成し、実効性のある支援体制の構築を図る必要がある。

(福祉避難所)

- 福祉避難所の指定を行っているが、さらに指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。

(避難所運営の円滑化)

- 大規模災害発生時における避難所の運営では、要配慮者への細やかな配慮など、様々な問題の対応を行うため、避難所運営マニュアルの充実や訓練の実施が必要である。

(通信手段の確保)

- 公共施設や指定避難所等への公衆無線 LAN (Wi-Fi) の計画的な整備を推進する必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続体制)

- 町の業務継続計画（BCP）で明らかになった課題について、具体的な改善方針を検討するとともに、具体的な改善策を検討し順次対策を実施し、PDCA サイクルで計画の見直しを行う必要がある。
- 大規模災害発生時に、警察・消防及び関係機関等の活動や他自治体からの応援要員を受け入れる受援計画を作成する必要がある。
- 庁舎業務を行う内部情報システムやネットワーク通信機器等を維持するため、対応能力の向上を目的とする訓練を実施するとともに、円滑なデータ復旧や長期電源途絶時の対策について、検討する必要がある。

(庁舎、公共施設の耐災害性向上)

- 那岐山断層帯を震源とする地震により、本町では最大震度6の揺れに襲われ、甚大な人的・物的被害が発生し、発災直後の応急対策、事後の災害復旧や被災者支援に限らず、行政サービス全般に支障を及ぼす可能性があるため、計画的に庁舎建設を含めた耐震対策を実施する必要がある。
- 自家発電装置、蓄電池の設置など防災拠点となる本庁舎、各総合支所等の非常用電源確保に努める必要がある。
- 災害時に町ホームページ及びみさき TV 等の機能を維持し、重要情報が適切に情報提供を行うための仕組みの検討や計画的な機器の整備を進める必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通管制機能の維持)

- 停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備を促進し、災害時の信号機の機能維持等の確保をする必要がある。
- 災害時の交通情報収集・提供を確保する必要がある。
- 電柱倒壊による道路機能損失を防止するため、電線共同溝の整備を進める必要がある。

(災害応急体制の確保)

- 災害時における救助・救急、医療活動等に必要となる道路等について、協定締結団体等との連携により、迅速な道路啓開のための人員確保や資機材の確保し、信号機の復旧を進める必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信基盤の確保)

- 町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時の停電に備え、災害応急体制に必要な非常用電源の確保や、施設内の電気・通信系統の耐災害性の向上に努め、災害発生直後から、警察・消防、避難所、医療機関、その他防災関係機関との連絡や被災情報の収集のための情報通信基盤を確保する必要がある。
- 町防災行政無線の信頼性向上を図るとともに、長時間停電による通信途絶を防ぐため、関連する電気通信設備の省電力化や非常用電源設備の充実を計画的に実施する必要がある。

(停電防止、早期復旧)

- 地震発生時の揺れや液状化による電柱倒壊に起因する停電を防止するため、電線類の地中化対策として電線共同溝の整備を進める必要がある。
- 電力供給施設が被災した場合における復旧作業車両の通行ルート確保など、早期復旧のための電力事業者と道路管理者との連絡体制や情報提供等について、検討する必要がある。

(通信事業対策)

- 町は、災害に備えて計画的に関連施設の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制を確保し、災害時の通信確保に努める必要がある。

4-2 テレビ放送等の中断により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報伝達体制)

- 災害時にみさき TV 等の機能を維持し、適切に情報提供を行うため、計画的な機器等の整備が必要である。

(情報通信基盤の確保)

- 町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時の停電に備え、災害応急体制に必要な非常用電源の確保や、施設内の電気・通信系統の耐災害性の向上に努め、災害発生直後から、警察・消防、避難所、医療機関、その他防災関係機関との連絡や被災情報の収集のための情報通信基盤を確保する必要がある。
- 町防災行政無線の信頼性向上を図るとともに、長時間停電による通信途絶を防ぐため、関連する電気通信設備の省電力化や非常用電源設備の充実を計画的に実施する必要がある。

(停電防止、早期復旧)

- 地震発生時の揺れや液状化による電柱倒壊に起因する停電を防止するため、電線類の地中化対策として電線共同溝の整備を進める必要がある。
- 電力供給施設が被災した場合における復旧作業車両の通行ルート確保など、早期復旧のための電力事業者と道路管理者との連絡体制や情報提供等について、検討する必要がある。

(通信事業対策)

- 町は、災害に備えて計画的に関連施設の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制を確保し、災害時の通信確保に努める必要がある。

5 大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断による企業の生産性低下

(企業の事業継続計画(BCP))

- 県は、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、県 BCP 推進センターを設置して BCP 推進実践塾や普及啓発セミナーを開催し、災害後の早期復旧、事業継続に向けた中小企業への BCP 普及促進を図っているが、さらに個別企業の BCP の実効性を向上させるとともに、サプライチェーン確保のため、関連企業との災害発生時相互支援協定の締結や企業連携型 BCP の策定支援により、事業継続能力向上を促進する必要がある。

(金融支援)

- 県融資制度に、事業継続計画 (BCP) 策定や防災対策に必要な資金に対する「事業継続対策資金」や災害を受けた企業の運転資金・整備資金に対する「経済変動対策資金」を設けてあり、支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図っていく必要がある。

(地域の経済力の強化)

- 大規模自然災害発生後であっても経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、町の特性を生かした新製品開発の促進や販路拡大支援等による力強い町内企業の育成に平素から取り組む必要がある。

5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給施設との連携)

- 電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者において、関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保等の被害予防対策上の連携を推進する必要がある。

(交通機能の確保)

- エネルギー供給ルートとなる道路の機能維持、被災時の早期復旧に努めるとともに、信号機電源付加装置の整備を促進し、交通機能を確保する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

(早期の道路啓開)

- 災害時における食料等の供給に必要となる道路等について、協定締結団体等との連携により、迅速な道路啓開のための人員確保や資機材の確保が必要である。

(交通基盤の確保)

- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回としての機能を持つ農道・林道の整備を引き続き推進する必要がある。特に農道橋等の点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進める必要がある。

5-4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融支援)

- 県が行う災害救助法が適用された場合の金融当局からの特別要請に基づく、地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携しての取組の広報を実施する必要がある。

(町債務の支払業務)

- 災害により町の財務会計システムが停止した場合の町債務の支払業務について、指定金融機関と支払方法の多様化などを協議しながら円滑な支払業務体制の確保を図る必要がある。

6 大規模災害発生直後であっても、ライフライン、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 長期間の電力供給や石油・LP ガスの供給の停止

(エネルギー供給施設の被害予防)

- 電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者において、関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保等の被害予防対策上の連携を推進する必要がある。

(LP ガスの緊急調達)

- 県と県 LP ガス協会との間で、災害発生時における緊急用 LP ガスの調達に関する協定を締結しているため、県と連携して緊急調達を図る必要がある。

(エネルギー供給源の多様化)

- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。

6-2 上下道、農業用水等の長期間にわたる供給停止

(水道施設機能の維持)

- 水道施設の耐震化を計画的に進めて防災機能の向上を図るとともに、被災に備え、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の確立に努める必要がある。

(工業用水道施設機能の確保)

- 工業用水道では、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。

(農業水利施設の保全)

- 農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。
- ため池については、老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等)

- 老朽化した下水道施設の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、計画的に対策を実施する必要がある。

(下水道 BCP(事業継続計画))

- 災害発生時の迅速な復旧、事業継続のため下水道 BCP 策定を推進する必要がある。

(合併処理浄化槽の設置促進)

- 県と連携した補助事業の実施により合併処理浄化槽の設置促進を図っており、設置基数は増加傾向にあるが、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、効果的な推進方策を検討する必要がある。

(農業集落排水施設等の保全)

- 供給開始後の経年変化等により施設の老朽化が進行していることから、劣化状況等を把握するとともに、適時、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

(道路ネットワークの維持管理)

- 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険個所の解消及び適切な維持管理を行うとともに、被災時には、協定締結団体等との連携により、災害時における迅速な道路啓開のための人員確保や資機材の確保に努める必要がある。
- 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進めるとともに、橋梁及びトンネルの防災対策、信号機能の維持や道路規制情報の提供等を適切に実施する必要がある。
- 林道橋等の調査・点検、保全・整備について、国庫補助事業を活用して積極的に実施する必要がある。
- 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農林道等の適切な維持管理や保全対策を進める必要がある。

(公共交通の機能保全)

- 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧体制を確保し、地域交通の維持に努める必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業水利の施設等の保全)

- 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に整備する必要がある。
- 決壊した場合に下流に甚大な被害を及ぼす恐れのあるため池についてハザードマップを作成し、住民、関係機関が連携して訓練を行うなど、地域の災害対応力を高める必要がある。

(関係施設の保全)

- 河川施設、砂防関係施設、治山施設等の老朽化対策を検討し、計画的に整備する必要がある。

7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地、農業用施設の保全)

- 用排水路やため池などの機能は、地域の共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、支援制度の周知も含め、広く啓発する必要がある。
- 基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。
- 農作物を保護し、農業継続意欲を維持するための獣害対策を推進する必要がある。

(間伐の推進)

- 県と連携し、各種補助事業を活用して、効率的な間伐と間伐材等の利用を進める必要がある。

(山地災害の防止)

- 治山台帳の整備を進めながら、老朽化した治山施設の対策を計画的に実施する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画)

- 大規模自然災害が発生した場合、大量の災害廃棄物の発生と処理が、復旧・復興に大きな影響を及ぼしているため、美咲町災害廃棄物処理基本計画の見直しを行うとともに、定期的な訓練等を通じて、体制の強化を図る必要がある。

(毒劇物の拡散・流出防止)

- 毒物・劇物を保有する事業者は、大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。

(原子力関連施設の連携強化)

- 原子力災害を想定した広域避難等に伴う関係機関との連携強化を推進する必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

（協定締結団体等との連携）

- 協定締結団体等との連携により、災害時における迅速な道路啓開のための人員確保や資機材の確保に努めている。今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き関係者との連携を強化する必要がある。

（町としての人材確保）

- 町では、技術職員の不足が課題となっており、災害時の復旧・復興に必要な技術職員の確保と育成を継続して行う必要がある。
- 他自治体の応援派遣や県土木職員の OB で構成する「岡山県災害エキスパート隊」を活用して、大規模災害発生時に、技術的な支援を確保する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害ボランティア活動の推進)

- 大規模災害発生時の応急対策、復旧・復興活動の支援に災害ボランティアは必要不可欠であるため、災害ボランティアの支援を有効活用する必要がある。
- 災害時に被災地でボランティアの受け入れを主軸となっていく、町社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、災害発生時に必要な人員を確保する必要がある。
- 県及び社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動の円滑化を図るための研修等を行う必要がある、

(自主防犯・防災活動の促進)

- 青色防犯パトロール実施団体への広報機材の貸与や、防犯ボランティア等を対象とした講習会の開催による防犯ボランティアのスキルアップを通じて、地域での自主的な防犯活動を引き続き促進する必要がある。
- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の活動を促進する必要がある。

(パトロールの体制の強化等)

- 災害時において、警察、防犯ボランティアと連携したパトロール体制等の強化を行い、被災地域の治安の維持を図る必要がある。

8-4 インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(早期の道路啓開)

- 復旧・復興に必要となる道路等について、協定締結団体等との連携により、迅速な道路啓開のための人員確保や資機材の確保が必要である。

(インフラの機能確保)

- 緊急輸送道路等の道路や道路法面の落石等防止対策、橋梁の耐震化対策、トンネルの防止対策等を計画的に実施するとともに、道路管理者が連携した地域交通ネットワークの機能確保等を推進する必要がある。

(公共土木・農林施設の長寿命化)

- 今後急速に老朽化する公共土木・農林施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な整備及び維持管理を行う必要がある。